

東京都環境審議会企画政策部会 (第7回)

平成15年12月24日(水)

東京都環境局

東京都環境審議会企画政策部会（第7回）

会 議 次 第

平成15年12月24日（水）

午後6時30分～午後8時37分

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

1 開 会

2 議 事

（1）「中間のまとめ」骨子（案）について

（2）その他

3 閉 会

《配布資料》

資料1 「中間のまとめ」骨子（案）

参考資料1 制度イメージ（大規模事業所におけるCO₂排出削減の推進）

参考資料2 制度イメージ（新築建築物の環境配慮設計の推進）

参考資料3 制度イメージ（省エネルギー情報が確実に伝わるしくみづくり）

参考資料4 “家電で少エネ”実行委員会第一次報告

午後6時30分 開会

【神野部会長】 ただいまより、東京都の環境審議会企画政策部会を開会したいと存じます。皆様には、ご多用のみぎり万障繰り合わせてご臨席いただきまして、本当にありがとうございます。

審議に先立ちまして、事務局から確認事項をよろしく申し上げます。

【山内企画調整課長】 本日の出席について、お知らせいたします。

ただいまのご出席の委員は11名で、部会委員の総数の15名の過半数に達しており、審議会規則による定足数を満たしていることをご報告します。

また、12月16日付の人事異動で、審議会の関係ということで、建築物配慮担当の副参事として新しく山本が着任しましたので、ここでご紹介させていただきます。

副参事の山本でございます。

【山本副参事】 山本でございます。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 また、本日は報道のカメラが取材のために入っております。会議の風景を、いわゆる頭撮りということで最初の部分だけ収録をさせていただき、その後、退席することになっておりますので、あらかじめご了解いただければと思います。

事務局からは以上です。

【神野部会長】 はい、どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。前回、既に今後の予定ということでご説明申し上げましたが、本日は中間のまとめの骨子(案)を議論していただきます。その後、第8回の部会でもって中間のまとめ本文の案を検討していただき、2月ごろに部会決定をお願いしたいと考えております。その後、環境審議会総会の方にこれをお出しいたしまして、いわゆるパブリックコメントの募集を行う予定でございます。

日程は以上でございます。本日は、お手元に議事次第がいつているかと思いますが、中間まとめの骨子(案)について議論をしていただくことになっております。

これにつきましては、事務局の方からご説明いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

【保坂副参事】 最初に、資料をご確認いただきたいと思います。まず、資料1に「中間のまとめ」骨子(案)を全体でまとめております。これに参考資料1として、大規

模事業所におけます二酸化炭素排出削減の制度イメージ。参考資料2として、新築建築物の環境配慮設計の推進についての制度イメージ。参考資料3として、消費者に省エネルギー情報が確実に伝わるしくみの制度イメージ。また、参考資料4として、“家電で少エネ”実行委員会の第一次報告をおつけしております。説明は資料1から順に資料に沿ってご説明いたします。

資料1をごらんいただきたいと存じます。「中間のまとめ」は大きく4章で構成し、第1として「東京における新しい温暖化対策の必要性」、第2として「温暖化対策に関する新たな制度の基本的考え方」、裏面にまいりまして、第3として「諮問事項に係る各制度の方向性」、第4として「今後の展開に向けて」と表題をつけております。

まず、第1ですが、ここではさらに3つの項目で構成しております。1では、現状として「東京が直面する二つの温暖化」について。2では、「温暖化対策の現状と課題」、3では、「新しい温暖化対策の必要性」としております。

まず、1の二つの温暖化では、既に地球温暖化が顕在化し、各地で異常気象が多発してきていることなど、またヒートアイランド現象が東京の新たな公害ともいえる「熱汚染」の進行という現状となっていることについて、最近のデータなどをもとに記述していくことを考えております。

2の「対策の現状と課題」の構成は、(1)国際的動向と国の対策について、(2)先行する都の対策とその課題について記述しております。

東京都は「温暖化阻止！東京作戦」の中で、政策提案と先駆的プロジェクトを通じ、温暖化に対する世論を喚起し、全国に先駆け「地球温暖化対策計画書制度」を導入するなどの取組を開始いたしました。しかしながら、この制度では、CO₂の削減目標の設定は、事業者の全くの任意の設定でありまして、3年間の目標が平均で約2%にとどまっております。

以上の現状と課題を踏まえ、東京から新しい温暖化対策をスタートさせることの必要性を2点に分けて整理しております。

1つ目は、東京の地域特性を踏まえた制度の必要性であります。東京では地球温暖化のスピードを上回る都市の温暖化の進行があり、この二つの温暖化を阻止する対策を齟齬なく進めるため、省エネなどの共通する対策を効果的に進めるなど、地域における政策の総合的な展開が必要であります。また、都市において建築物の更新期を迎

えていることから、この機をとらえ、実効性ある温暖化対策を講じる必要があります。

二つ目は、現在の施策の限界を打破する必要があるということです。

これまでの環境対策においても、自治体が先進的に施策を進めてきた実績がございます。このことを踏まえ、また、国の動向を踏まえながら、しかし、ただ単に国の取組を待つということではなく、東京が率先して温暖化対策に取り組む必要があります。

また、新たな制度の検討に当たって、現在進めておりますエネルギー使用の実態調査によりますと、途中集計した約100事業所のサンプリング調査の推計では、今後10%を超えるCO₂削減の可能な事業者が多数存在することがわかってまいりました。このことから、実現可能な対策をさらに進める必要があります。

次に、第2の新たな制度の基本的考え方ですが、この部会においては、諮問事項とした3つの制度の方向性が議論の中心でありましたが、その制度構築の前提として、東京都が温暖化対策に取り組む基本理念を1に示しております。

まず、大きな基本理念として、「環境配慮が内在化された持続可能な都市への転換」がございます。すなわち、温暖化とエネルギー使用の増大の悪循環を断ち切り、実効性のある温暖化対策を進めていくには、すべての都市活動に環境配慮を内在化させるような持続可能な都市への転換が必要であります。温暖化という問題が長期的には社会経済の基盤を揺るがしかねないことから、環境配慮が内在化された社会システムを実現することによって、経済活動についても持続的に発展させることが可能になると考えられます。環境配慮の取組の中でも、温暖化対策の推進は、CO₂削減を支える新たな技術の開発やその普及、またESCO事業などエネルギー管理産業の発展など、経済への波及効果が期待できるものであります。

もう1つの温暖化対策の理念には、温暖化対策における企業の役割を重視することがあります。いうまでもなく、温暖化対策は、都民、企業、行政などのあらゆる主体がそれぞれの役割を持ち、それぞれの取組努力をしていくことが必要であります。都民も、家庭や商店街などでの活動の中で、省エネルギーを進めていく役割は大きく、また、行政も様々な主体の活動をサポートしていく役割があります。企業は、特に経済活動に大きな影響力を持つものであり、温暖化対策における社会的な役割と責任は大きいものがあります。近年、企業の社会的責任を重んじる考え方が浸透してきており、金融においても環境格付けを踏まえた投資や融資がなされるようになってきてお

り、ますます温暖化対策における企業の役割が重視されてきております。従いまして、このことも、東京が温暖化対策をさらに一步進める基本理念の一つに掲げたいと思っております。

次に、この基本理念を踏まえまして、2に、諮問事項の1から3を貫く、制度構築の基本的考え方を示しております。

基本的考え方の一つ目は、積極的な取組が評価される仕組みです。現在、事業者個々の温暖化対策については、取組の程度が様々であります。このため、積極的な取組を進めた事業者、建築物、製品などが、社会的に評価される仕組みを構築することで、より多くの対策への努力を引き出す仕組みをつくっていく必要があります。

特に近年では、企業の社会的責任を重んじる傾向が進んできていることから、企業が目標を示し、それを達成していくというプレッジ&レビュー、すなわち誓約をしてその達成を評価するという手法が、温暖化対策においては、効果を持ち重要になっていくと考えられます。事業者の取組と成果を自らが自己評価し、その結果を公表することで、都民や他の事業者に対して、社会的な評価のための適切な情報提供がなされ、より高い削減に向けての企業努力が誘導されていくと考えられます。

基本的考え方の二つ目は、高い削減水準に誘導する仕組みです。事業者の計画策定、対策の実施、自己評価などに対しまして、高い水準での取組を誘導するよう、行政の役割として都が様々なサポートをする仕組みとすることです。都は、事業者に示す評価基準の設定や指導・助言などを通じまして、積極的な誘導策を活用し、講じていく考えでございます。

それでは、次に、第3の「諮問事項に係る各制度の方向性」についてご説明いたします。

諮問事項1は、都内全事業所の1%に満たない数の事業所で、産業と業務部門の約3割のCO₂を排出しているという大規模事業所の実態から、大規模事業所におけるCO₂排出削減を推進するものです。そのために、現行の地球温暖化対策計画書制度を強化し、さらに実効性を確保していくものです。

まず、計画策定時に都が作成する対策指針に基づき、事業者の皆様に、より高い「総量の削減目標」を設定していただく考えです。現行制度は、任意の目標設定ですが、都は、「削減対策ガイドライン」や評価基準等を記載した「対策指針」を作成し、こ

れに基づき、事業者がより高い総量削減目標の設定を図るよう誘導し、都が指導・助言をいたします。このガイドラインには、実態調査に基づく具体的な削減メニューを盛り込み、多様な省エネ技術を広く普及する考えです。なお、評価基準の策定は、実態調査等にもとづき、専門家の知見を十分踏まえて行う考えです。

次に、結果の達成評価の段階ですが、現行制度は、事業者による公表のみですが、優れた取組を都も評価し、公表することを考えています。事業者の公表制度は、さらに充実させ、都が作成した評価基準に基づき自己評価し、公表していただきます。都は、優れた取組成果をプラス評価し、とくに優れた取組を表彰し、また、事業者全体の目標レベルや達成状況等も公表していく考えです。

対象以下の規模の事業者についても、ガイドラインを活用し、排出削減にむけて誘導するしくみを今後検討していきます。

諮問事項2は、新築建築物の環境配慮設計の推進です。

まず、現行の建築物環境計画書制度を強化するポイントとして、ヒートアイランド対策を強化いたします。その一つ目として、環境配慮の分野に、新たに「ヒートアイランド現象の緩和」を追加いたします。その内容は、被覆対策については、新しい技術の進展に伴い、今の任意記載項目から評価項目に格上げを考えております。人工排熱対策については、新たな評価項目として設置を検討したいと考えております。また、周辺地域との連続性の視点に立ち、風通しや緑の配置に関する項目の設置を検討したいと考えております。さらに、緑化の評価基準をレベルアップし、緑化と被覆対策を総合化した仕組みとしたいと考えております。

現行制度の強化ポイントの二番目は、より高い省エネルギー性能に誘導するため、省エネルギーの評価基準をレベルアップするものです。

さらに、現行制度の公表制度をより効果的に充実させるものとして、マンションについては、購入者に、環境性能が分かりやすく伝わるように、環境配慮の内容や評価を、販売時に表示や説明する制度を導入しようと考えております。

諮問事項3は、消費者への省エネ情報の確実な伝達についての仕組みづくりです。現行の国の制度では、製造者による省エネ製品の開発とカタログ表示が中心ですが、販売者による家電製品の省エネラベルの店頭表示制度を構築する考えです。これは、東京の家庭におけるエネルギー消費について、電力の割合が大きいという実態を踏ま

え、消費者が家電製品の選択にあたり、省エネ情報や年間消費電力量、ノンフロンなどの環境情報が確実に提供されるように、省エネラベル制度を構築・実施し、それを全国に向けても提案しようと考えています。

今回の環境審議会の諮問にあたりましては、温暖化対策を網羅的に扱うのではなく、着実に制度構築が可能な対策に的を絞り、実効性ある温暖化対策の第一歩を進めることといたしました。しかし、部会のご審議においては、3つの諮問事項にとどまらない貴重なご意見を頂いておりますので、そのポイントとなる事項について、第4に「今後の展開に向けて」の中で、整理していきたいと考えております。

まず、CO₂の排出量が多い運輸部門の対策についても、東京においてその重要性は大きいことから、今後、この部門の対策を検討し政策形成していく必要があります。同様に、家庭部門の対策も、家庭における普及啓発を含めた更なる対策の充実が必要です。もちろん、東京都自身が率先行動を行っていく必要性も高く、都の施設におけるESCO事業の活用や、グリーン調達などで、今後とも積極的に率先行動を実施していきます。今後は、この東京における持続可能な都市に向けた取組が、国や他の自治体に波及していくことを期待したいと思います。

それでは、諮問事項の1から3について、さらに詳しく制度のイメージなどをご説明いたします。

参考資料1をごらんください。ここに新たな温暖化対策計画書制度の全体像をお示ししております。

制度の対象は、省エネ法を横引きした現行のエネルギー使用量による区分けから、二酸化炭素排出量による区分けに変更していく考えです。また、評価基準はエネルギー使用の実態調査に基づいて作成する考えですので、評価の対象となる温室効果ガスは、エネルギー起源のCO₂に限ることを考えております。ただし、現行制度でも、排出状況の把握とその抑制対策については、計画書の中に全温室効果ガスを盛り込んで記載していただいておりますので、これについては、新しい制度でも引き続きお願いしたいと思っております。計画期間は、5年程度を考えております。

制度の流れですが、まず、計画策定時において、都は、事業者の皆さまに、より高い削減目標を設定していただくよう誘導することで、現行よりも削減レベルを高めたいと考えております。このとき、事業者の実態に応じた自主的な削減目標と計画の作

成を重視していく考えですが、より高い削減目標の設定に誘導するため、都は、削減対策ガイドラインに基づき、事業者を指導、助言していくほか、事業者自らの取組がどのようなレベルであるかがわかるような統計資料などを提供し、より高いレベルを目指していただこうと考えております。

また、削減目標の底上げを図るため、都は、最低限取組むレベルを提示し、事業者の皆さまにはそれ以上の削減目標の設定を求めることといたしたいと考えております。

中間年においては、事業者の皆さまから実施状況の報告書の提出をお願いし、これを踏まえて、都は削減目標が着実に達成されるように指導をしていきたいと考えております。このとき、早期に削減実績を上げた事業者を評価し、公表したり、取組の優れた事業所の事例や対策技術などを紹介したりすることで、プラス評価した取組成果を広く普及する考えです。

計画終了時においては、都が事業者の削減結果の評価を行い、優れた事業者を公表し、特に優れた成果を上げた事業者については表彰をしていくとともに、削減結果の不十分な事業者については指導などを実施していきたいと考えております。評価の方法については、削減率による評価を基本としつつも、それに加えて、取組の程度も評価できる仕組みを検討しようと考えております。これは、新しい制度の開始前に事業者が行った取組の成果や、制度期間中に事業活動などが大きく変化した事業者を適切に評価するには、削減率だけでの評価では困難であるため、取組の程度を評価する方法も取り入れようという考えでございます。

特に優れた事業者を表彰する場合などについては、委員会の審査を検討しようと考えておりまして、評価の第三者性を仕組みの中に盛り込みたいと思っております。

また、二酸化炭素の排出削減の取組の底上げを図るため、削減率や取組の程度が著しく不十分な事業者に対しては、都はその状況を調査し、必要に応じて指導や勧告などを実施することを考えております。

以上で、大規模事業所のCO₂排出削減に関する新しい制度の説明を終わります。

【佐野環境配慮事業課長】 続いて、新築建築物の環境配慮設計の推進につきまして、制度イメージをご説明いたします。

参考資料2をごらんください。まず、左の上の部分ですが、現行の建築物環境計画

書制度から新しい制度への強化の方向性について、概略を示しております。現行制度は、大規模な建築物の新築時に、自主的な環境配慮の取組を促すという誘導的な手法をとっており、また優れた取組が高いレベルで評価され、それを都がホームページで公表するという仕組みに特徴があります。新制度におきましては、こうした現行制度の枠組みをベースとして活かしながら、さらに充実強化を図っていこうというものでございます。

資料の次の部分では、現行制度の環境配慮事項の全体像との関わりの中で充実強化のポイントを示しております。水色に色をつけております吹き出しの部分が新しく強化する内容です。現行制度では環境配慮の対象として3分野を定めておりますが、吹き出しの一番下の部分にありますように、「(仮称)ヒートアイランド現象の緩和」を新たな分野として追加しようと考えております。その中で、被覆対策や人工排熱対策について、評価項目の設置などを検討してまいります。

また吹き出しの上に戻りますが、省エネルギー性能の向上については、既存の建築物の熱負荷の低減、省エネルギーシステム、そういったところに関する評価基準の強化を検討してまいります。

それから、オゾン層の保護等という区分に关しましては、第3回の部会でフロン対策は温暖化対策の観点から明確にすべきとのご意見をいただいておりますので、そのように見直しを図ってまいります。

さらに、緑化に关しましても、評価基準を強化するとともに、強化分への対応には高反射率塗料などの被覆技術の採用も含めて総合化していくことを考えております。

資料の右側に制度のフローのイメージをお示ししております。対象となる建築物は、現行制度と同様、延床面積が1万平方メートルを超える新築または増築建築物です。基本的な流れは現行制度のとおりですが、水色の部分がマンションに関する部分の表示説明の新しい仕組みの部分となっております。マンションの環境性能を販売時に購入予定者に対してわかりやすく伝えていくための表示説明制度を現行制度の延長線上に新たに導入しようとするものです。

また、新築建築物の工事完了後の運用に关しましては、第6回部会で委員からご発言のあったコミッションングが重要であるとの指摘も踏まえまして、今後環境性能が発揮できる運用の確保につなげていく仕組みについて検討してまいりたいと考えて

おります。

なお、新しい制度の名称につきましては、第3回部会で委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、今後ふさわしい名称を検討してまいりたいと思っております。

以上で、新築建築物に関する新しい制度の説明を終わります。

【木村計画調整課長】 続きまして、省エネルギー情報が確実に伝わるしくみづくりについて、説明いたします。参考資料3をまずごらんください。

参考資料3の下の絵でイメージを示しました。現行のJIS規格の省エネマークは、製造者がカタログなどに表示するようになっておりますが、消費者が環境配慮型商品を選択できるようにするためには、販売者によって消費者にわかりやすい省エネラベルを、店頭で表示することが必要であると考えております。また、表示する内容については、JIS規格で定められた、省エネ基準達成率と年間消費電力量だけでなく、電気料金や、省エネ性能の相対評価を表示する必要があるのではないかと考えます。

3月の企画政策部会では、対象品目や表示方法については、業界団体、消費者団体、NGOとの連携を図り検討していくべきとの意見をいただきました。

そこで、裏になります。参考資料4をごらんいただきたいと思います。参考資料4にありますように、7月に“家電で少エネ”実行委員会を設置し、省エネラベルの具体化について5回の委員会を開催し検討してまいりました。本日の企画政策部会に報告するため、去る12月16日に第一次報告をまとめてございます。

制度の概要のところですが、販売店での省エネ情報の表示や説明の必要性では一致したものの、製造者団体から、カタログ表示等で省エネ情報を伝えているため、条例で義務付けるのではなく、自主的な取組とすべきとの意見も出されましたのでその旨も記述しています。また、対象製品ですが、プラズマテレビにつきましては、省エネ基準や消費電力量の算出方法が定まっていないことから、当面对象とはしないが、消費電力量が大きいという情報発信が必要であるとの整理でございました。また、表示・説明の内容の2行目でございますが、省エネ性能の相対評価として、トリプルA、あるいはダブルAなどのランク分けをすべきかどうかにつきましては、それが本当に消費者に正確な情報として伝わるのかどうかなど、もう少し検討していこうということになっております。

もう一度参考資料3にお戻りください。実行委員会の報告を踏まえて、中間のまと

めでは参考資料3の上半分にあるような整理にいたしたいと考えます。販売者が、販売用に展示している製品本体に省エネラベルを表示し、購入者に対して省エネ情報等を説明することを制度化すべきである。対象品目等の検討に当たっては、消費者団体や業界団体等と連携協働を図るべきである。表示・説明内容は、省エネ基準達成率、年間消費電力量、電気料金、ノンフロンなどとするが、省エネ性能の相対評価の表示については、引き続き検討する。

さらに、制度の実効性を担保する措置としては、環境確保条例で定められた自動車販売者の規定と同様に、販売者が表示や説明を怠っている場合の勧告等を検討する。省エネラベルの全国標準化を目指して、他の自治体等との連携を図るべきである。

以上、省エネ情報が確実に伝わるしくみづくりについて説明いたしました。

【神野部会長】 はい。どうもありがとうございました。

これまでしていただいた事務局からの説明につきまして、皆さまからご意見やご質問を伺いたいと思います。お手元の資料と、それから参考資料をあわせごらんになりながらご議論をいただければと思います。

本日のこの審議を踏まえて、先ほど申しました、次回に行います「中間のまとめ」の本文に内容をつけ加えて盛り込んでいきたいと思いますので、内容自体や、構成、具体的な表現などを踏まえてご議論をいただければと思います。

どこからでもご議論いただいてもよいのですが、とりあえず、総論部分からご議論をいただければと思います。資料の1枚目の第1の「東京における新しい温暖化対策の必要性」、それから第2の「温暖化対策に関する新たな制度の基本的考え方」について、ご意見をお願いできればと思います。いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。伊藤委員。

【伊藤委員】 全体として大変よくまとまっていて、今、温暖化対策がなぜ必要なのか、こういった考え方でこういったことをやっていく、ということがよくまとまっているとは思いますが、何を言いたいのがよくわからないというのが率直な思いです。

第3章は、制度の方向性ということで、これからこういったことをやっていくということが書かれていますが、最初にアピールしたいところを言うことがあった方がわかりやすいのかなと感じました。

まだ中間のまとめかもしれませんが、こういった指針を出すのかだけでなく、

どのように訴えかけていくかということが重要かなと思います。それらも考えて、最初に全体のわかる説明を工夫してもらえるといいなと感じました。

【神野部会長】 はい。今のご意見はいかがでしょうか。事務局の方から何かございますか。

【保坂副参事】 基本にご指摘ありましたように、アピールしたいことを分かりやすいようにするという点につきましては、「中間のまとめ」の本文を作成するに当たりまして、考慮していきたいと考えております。

【神野部会長】 構成をかなり考えるということでしたね、伊藤委員のご意見は。

【伊藤委員】 最初に1枚、サマリーみたいにA4で、1枚に入るぐらいのわかりやすく、今回の指針や、まとめで何を言いたいかが入ればと思います。

【神野部会長】 そうですか。それは、ここの総論のところ、つまり全体の構成を変えるというよりも、サマリーみたいなものを見やすいような形で別途つくるといったような形で構いませんか。

【伊藤委員】 ええ、最初に1枚差し込むみたいな形である方がアピールできるのかなと感じます。

【神野部会長】 はい。それはよろしいでしょうか。要約版みたいなもので、しかもかつそれが本文の構成と一致していなくてもいいとは思いますが、言いたいことがわかるようにということですね。

【保坂副参事】 はい。本文の構成として、あくまでもここにありますがような構成にしようとしてお出ししたわけです。今、お話がありましたように、概要版については別途つくることを考えたいと思います。

【神野部会長】 松本委員、お願いします。

【松本委員】 まず、第1ですが、ここはよく表現されているなと思いました。つまり、そもそもなぜ今回の検討が必要なのかということがよく書かれていると思います。2の2の真ん中の、事業者の自主的取組に基づく計画書制度を全国に先駆け導入した結果、ただそれでは任意設定であって不十分であるということから、最後の3の2で国の取組を待つことなく、東京都が率先して温暖化対策に取り組む必要があると、こういうところはきちっと書かれていると思います。

ただ、第2、特に第3にいきますと、前回意見申し上げたことを再度重複して申し

上げることになるとと思いますが、企画政策部会の最初のころの文章と横に並べて比較してみると、何が大きく変わっているかというのがよくわかると思います。今、それがないのが残念ですが。この間、全く同じことを申し上げましたが、自主的取組、任意設計では不十分で、これでは有効な温暖化対策としてはとても間に合わないと思います。例えば第3のところを見ていきますと、1の などが一番わかりやすいかもしれませんが、最初の都の案では、規制の導入も考えて、そうした施策との組み合わせによる対策をとるということだったと思います。そういう可能性は、どうもこの中から消えているように思えます。ただ、1の のところで、「より高い総量削減目標を設定し」とあり、現行制度は任意の目標設定だと書いてあるので、ここでいわゆる義務化が含意されているとあっていいのか、ここが非常にわかりにくいので、明確に記述していただきたいと思います。

必要であれば、規制との組み合わせによる総合的な施策によってこういった制度を構築していく、というところが最初の目的として重要な点だと思います。今回、3を見ると、評価基準のレベルアップというところに終始しているような気がします。これ自体、もちろん重要なことですが、それを担保する施策が抜けていると思います。

それから、第3の1の のところですが、優れた事業者を評価するのは大変重要なことだと思います。ただ、省エネ基準を守らない悪質な新築住宅とか建築物の賃貸とか分譲というのは、都が広報とか、例えばネガティブラベル、これがいいかどうかご議論はあると思いますが、何らかの方法を用いて消費者やテナントが不利益を被らないようにすべきだと思います。つまり、環境に寄与したいと思っている消費者やテナントが不利益を被らないようにする手だてが必要だと思います。

それから、ラベル表示のところでは液晶とプラズマ云々というところがあったと思いますが、消費電力量の計算方法がブラウン管テレビと同じようにはできないというのであれば、むしろそれを注意事項としてどこかに書いて、そして、現在の方法でやるとこういう消費量になるとか、目安としてのなんらかの情報を記載すべきです。消費者にとって、非常によく使われている、また使われようとしている製品が全くラベル表示から抜け落ちているというのは、ラベル制度そのものへの信頼性が疑われます。むしろ説明をつけて、現在わかる範囲ではこういう消費量であるとか、あるいは、比較においてはこうであるということを示すべきではないかと思います。

それから、ラベル表示で自主表示というのも、これもラベル制度にとっては、例えば消費者の観点から見ると、非常にわかりにくい、信頼性が欠ける制度だと思います。やはり義務付けてすべての製品にそれが、少なくとも冷蔵庫やテレビは全品に義務化されるということが重要ではないかと思います。可能ならば自動車も必要だと思います。

それから、先ほど言い忘れましたが、省エネのキャップですね。これも私、何度も申し上げましたが、国の省エネ法のレベルというのは最低限のものだというふうに考えて、少なくともそのキャップぐらいはかぶせるべきだと思います。

【神野部会長】 はい。総論以外のところにも踏み込んでいただいておりますが、とりあえず前回から松本委員がご主張をしていたところでございますので、特に初期のころと比べて自主的な取組などの評価について、例えば評価基準なども担保していくような制度との組み合わせなどについて、どうもトーンダウンしているのではないかということですね。そこら辺はいかがでございますでしょうか。今のご意見は取り入れていただけると理解していいのかなんですが。

【百合都市地球環境部長】 規制的手法かどうかというお話だろうかと思います。基本的にこの制度をまず審議会に諮問させていただいたときに、最大のテーマはやはり実効性ある対策をどのようにしていくかについてのご議論をいただきたいというのが大前提としてございました。

挑戦1、挑戦2、それぞれ分野があるわけですが、挑戦1につきましては、実態を踏まえた形での実効性をどうやって上げていくかということが大変難しい課題としてあろうかと思います。

いろいろなご意見をいただきましたが、基本的にはその実効性を高めるという視点で見たときに、一定の一律の削減レベルのみを明示して、それに対して義務を課していくという手法もありますが、より高い目標水準に誘導していくために東京都も実態調査を踏まえていろいろな形で実効性の上がる対策を企業の方々にお示ししてサポートしていきたい。1つの考え方としてそういう誘導的な策として、より高い削減目標を設定し実現させていくという実効性のある対策につなげていきたいという形で資料としてお示しをしているということでございます。

【神野部会長】 今、ご意見を伺っているのは、一応ご意見を伺った上で、ここに盛

り込む内容を伺っているわけですね。ですから、それについては盛り込んでいただいて、何らかの形で表現しますよというお話なのか、いや、レジェクトします、そういうご意見なんですか。

【百合都市地球環境部長】 基本的には誘導という形を基本とした実効性ある対策を表現していきたいということでございます。

【神野部会長】 はい。表現だけではなくて、最初の総論のところはいかがですか。総論のところは、前の表現の方がということでしたよね。

【松本委員】 そうですね。ちょっと、今、目の前にないのが残念なのですが。

【神野部会長】 それは前の表現と比べて、ご考慮をいただけるのかどうか。

【百合都市地球環境部長】 第1の必要性の部分につきましてはいろいろな表現の仕方もあるかと思しますので、検討させていただきたいと思います。

【神野部会長】 どうぞ。

【福川委員】 関連して。第1は一般に非常にわかりやすい。問題は、第2の方かと思えます。第2の、これまでいろいろやった割には、特に第2の2の制度構築の基本的な考え方が非常に寂しい感じがします。今、まさにあったような規制か誘導かということを含めて、ここでそれなりに時間をかけて、十分議論を尽くしたかどうかわかりませんが、ある方向性を選択しようとしたということ自体は隠すのではなく、きちんと書いた方がいいのではないかという気がいたします。

やはり、最初基準をつくってということが案としてあったわけですし、誘導ということがもし、そうすることの方が実効性が上がるということであるとすれば、私はちょっと対応があった方がいいと思っています。もしそうだとすれば、そういう価値判断なり、何か根拠をきちんここに書いて、そういう制度選択をした、するんだということを書かないと、制度構築の基本的な考え方を表現したことにならないような気がしますので、このところはもっと本格的に充実する必要があるのではないかという感じがいたします。

【神野部会長】 それはいかがでしょう、今のご意見について。

【百合都市地球環境部長】 第2の基本的な考え方という大きな枠の中では、最初に温暖化対策、総体としての基本理念を掲げさせていただいて、2番目に今回諮問させていただいた部分についての、いわば横断的な考え方をなるべく集約して表現したい

ということでこういった形で整理させていただいておりますが、確かにいろいろなご議論があったことは事実でございますので、表現の仕方等についてはご審議の上、検討すべきと思っています。

【神野部会長】 よろしいですか。松本委員。

【松本委員】 何度もすみません。今の私の意見に対するお答えは、ちょっと私は納得いかないのですが。実効性とか実態を踏まえて云々、削減キャップ等の義務化ではなく、誘導でというふうにはっきりおっしゃいましたが、この審議会で私だけではなく、何人かの委員の方が削減キャップというか、義務化も含めた上での制度設計というご意見が何度もあったと思います。どういった理由で今、おっしゃったように、義務化ではなく誘導という制度設計になったのでしょうか。今の福川先生と同じような意見なのですが、どういった経緯で、どこでそういうふうになってしまったのかの説明は、はっきりとしていただきたいと思います。

【神野部会長】 それはいかがですか。書き方としてはですね、両論併記なりいろいろなやり方があると思います。ただ、ここで議論されたことが反映されてないきらいがあるのではないかとのご指摘なので、その点についていかがでしょう。

【百合都市地球環境部長】 なかなか具体的な制度のイメージを踏まえてご議論ということが難しかった部分もあるかと思いますが、そういうこともありまして、今回、制度イメージという形で参考資料を一緒につけさせていただいたということでございます。

基本的に義務化といった場合に、いろいろな意味合いがあるかと思いますが、先ほど先生がおっしゃったように、例えば省エネ法でやっているような部分についてどうなのかというお話ですとか、それから義務化といった場合には1つの手続的なものもでございます。

例えばこの資料で申し上げますと、制度イメージの中で最初のCO₂の削減につきましては、計画書の作成ですとか、提出とかということがございますが、そういった手続面での1つの義務化というものもございますし、それから、それぞれの努力に対して一定のインセンティブがあったり、逆に一定の担保措置があったりということもあるかと思いますが、そういったことも全部トータルで見たときに、この参考資料も含めてこういった考え方ではいかがかというのが1つの案としてここにお示ししたとい

うことでございます。

【神野部会長】 案なのですが、一応皆さんがおっしゃっているのは、そういうこれまでの議論があったということは、書いていただけるんでしょうねと。つまり、ここに仮にこれが事務局の集約した多数意見だとしても、そうではない強い意見があったということは書いていただける、そういうことですよね。

【松本委員】 そうですね。

【百合都市地球環境部長】 これはあくまでも骨子ということでお示しをしていますので、全体というわけではございませんので、当然「中間のまとめ」の最終案という中でそれぞれご相談しながらということになるかと思えます。

【神野部会長】 はい。ありがとうございます。どうぞ。

【小早川委員】 今の議論を別の面から言うことになるかと思えます。誘導という言葉ですね、とにかく都として都民に対してというか、あるいは地球に対してというかよくわかりませんが、都としてはこういう問題があるのを認識していて、こういう施策をそれに対してとるということを提案し、都民の支持を求めるとのことだと思えますので、誘導ということが一体何を意味するのかということをはっきりしている必要があるわけです。

私の法律上の感覚からしますと、指導と誘導というのはやはり違う。指導というのは行政の方から言いたいことを言い、できればそうしていただけないかというわけです。誘導というのはそうでなくて、やはりそこに何らかのインセンティブですね、それがどういうものであるかはともかくとして、そういうものが伴って、その結果、義務付けはしないけれども、義務付けるということは、違反かどうかというのがはっきりして、違反行為の70%か80%か、そのぐらいはちゃんと摘発されてサンクションが与えられる、その結果、将来的にはこれだけの違反行為の減少が見込まれるはずだということを一応いうのだと思えますが、誘導の場合にも、やはりそれはこういう対応を行政としてやるので、義務付けるわけではないけれど、その結果、これだけの効果が見込まれると考えると。これは予測の問題で、しかもそこが規制と違うところで、なかなか予測が難しいのですが、しかし、ただ誘導します、誘導しますと言っているだけではだめだと思います。現時点でどれだけのことを見込んでこういうことで何とか行政としての責めをふさぎたいということ、はっきりとご提案いただく

というか、提示していただいて、その結果については歴史の評価に任すということではないかと思います。

【神野部会長】 誘導ということについて、いかがでしょう。我々、財政学者が読みますと、タックスと補助金をかけるということにならざるを得ないので、そちらはあまり議論してないわけですね。

【百合都市地球環境部長】 現行の制度との比較でいいますと、現在は、ここにございますように、業者の方が任意に目標設定していくということで、その目標設定について、東京都はあまり関与してないという実態がございます。

先ほどお示ししましたように、今、サンプリング調査という形で100社の実態を調べ、それから今後対象となるであろう1,000社近い事業者に対しても実態調査をしていきたいと思っていますが、そういった実態調査を踏まえて具体的な対策ですとか、対策を講じることによって得られる成果というものをもう少し詳しく調べていきたいと思っています。ですから、そういったことを踏まえて、ガイドラインですとか、そういった調査結果を1つの形でまとめて、それを事業者の方にお示しをして、削減する手段、方法についてもお示しをしていくと、そういったことを1つの誘導策というふうに考えております。

また、その成果や結果等につきましても、今の制度で言いますと、事業者が公表するというような形になっておりますが、それについても東京都の方でも一定の公表をするなり、それからインセンティブとしては優秀な事例について、表彰制度を設けたりというような形を誘導策というような考え方としているということでございます。

【神野部会長】 いいですか。はい。

【小早川委員】 繰り返しになりますが、事業者を評価するだけではなくて、都の政策、施策を後できちんと評価できるように、あのとき一体どういう約束をしたのかということを初めの時点で言っていたかかないと、一生懸命やりましたというだけで終わってしまうということがあると思いますね。

【神野部会長】 はい。都の政策としてということではいかがですか。

【梶原企画担当部長】 今の誘導の考え方について、もうちょっと補足をさせていただきます。今までの現在の制度ですと、基準もなしに一応、各企業なり事業者の皆さんから当面できることをメニューとしていろいろ出しているというものが

現状でございます。私どもも今、先生がおっしゃったような実際の行政手続的な細かい詰めというのはまだ十分にできてないのですけれども。

私どもが考えている誘導の手法というのは、行政指導にある意味では近い部分もございしますが、どちらかといいますと、この参考資料1の左側の制度イメージのところに書いてございます「地球温暖化対策指針」の策定という、ここの中で、削減対策のガイドラインですとか、削減結果に対する評価基準というのをかなり細かく詰めていきたいと考えております。先ほど来、都市地球環境部長からも申し上げておりますように、ある程度一定のレベルの、例えば削減ができるのではないかとということベーシックな、いろいろな調査をやっていくと。個別の事業者の皆さんの方で、ある程度削減目標が設定できるようなレベルのものをお互いにイメージしながら、このぐらいはできるのではないのでしょうかということやっていくということでございます。

私どもは当初一律に、例えば5%削減というようなことだと、例えば30%削減能力があるのに、一定のハードルをかけてしまうと、逆にもっと削減できる事業者であっても低いレベルのところまで収斂する恐れはないのかというような議論もございまして、私どもあえて個別の事業者の現在のレベルに着目して、そういう意味では実際に削減可能なレベルというのを絶えず模索しながらある程度の削減量を追求していくと、そういう考え方をとりたいと思っております。

ただ、実際に個々にご指導申し上げますか、誘導する具体的な事務手続と申しますか、行政手続の中では、実際にどこまでどういう形でルールを定めてやるのかという話になりますと、行政手続的ないろいろな細かい詰めをやっていかなければいけませんので、この辺はもう少しお時間をいただいて精緻に詰めていきたいと思っております。ただ、いずれにしても、漠然と皆さまに抽象的なレベルの評価なりガイドをお示しして、そこで目標設定をするという考え方ではなくて、私どもが所有しています地球温暖化対策計画書などのデータに基づきまして、ある程度具体的にかつ確実に削減していただく形で誘導申し上げますというふうに設計していきたいと考えておるところでございます。

【神野部会長】 よろしいですか。

【小早川委員】 はい。そういうことで、できるだけ具体的なことを書き込んでいただきたいと。

【神野部会長】 では、西堤委員、どうぞ。

【西堤委員】 私の方から3点ほど意見をさせていただきます。

まず、1点目ですが、松本委員とはちょっと逆なのですが、最初から一貫して自主的取組を主張してきた立場としては、自主的という言葉が前回の資料の中に比べるとほとんどなくなったというか、そういう言葉がどこにいったのかなというぐらいの感じになりまして。かえってそれはそれで、多分事務局が義務化との間でものすごく苦心されてこういう文章になったのではないかなと、もうそれは察するのですが。そういう意味では、この文章では両方ともにちょっとフラストレーションがたまるのではないかと感じたのが1点です。

2点目は、途中段階でかなり申し上げたことですが、やはり国との政策の整合性です。温暖化は地球環境問題でありまして、地域環境問題とはまたちょっと違うというようなことで、国の政策とのある程度の整合性を考慮していただきたいと申し上げていたのですが、ここでは、頑張っって国の取組を待つまでもなく、率先してやろうというふうに一挙にいつてしまったので、その辺もちょっとご考慮いただけないかなというのが2点目。

それから3点目ですが、第2の(2)に温暖化対策における企業の役割の重視ということが書いてありますが、企業の役割を重視というのは、重々我々も認識しておりまして、もちろんそういうことはわかって取り組んでおります。温暖化対策といいますのは、後でも出てきますが、都民、それから事業者、皆さんの力を合わせてやらないといけないのではないかなというようなことで、そういうような意識をもうちょっと書いていただいた方がいいという印象を持ちました。

以上です。

【神野部会長】 はい、どうもありがとうございました。

第1点の方は、多分両論併記みたいな形になるのではないかと思います。特に2、3の点についてはいかがでございますか。

【百合都市地球環境部長】 2点目は、国の施策との整合性というお話だったと思います。もちろん国がいろいろな手だてをしていることは私ども十分理解をしています。ただ、この部会の中でも議論がありましたのは、1つは過去の公害行政なり環境行政の経過を踏まえて、都の率先性といいますか、そういったことも強調していいのでは

ないかというようなご意見もあったことを踏まえて、こういう言い方をさせていただいたというのが事実でございます。

それから、取り組む主体の問題として、企業、企業とあまり言うな、みたいなお話かと思いますが、当然、それぞれの主体において役割を果たすべきだということは言うべきだろうと、これもここに触れてはおります。ただ、基本的にやはりCO₂の削減という実効性のある対策をとるといったときに、排出量の大きさ等をもみても企業の果たす役割は大きいということで、こういった表現になったということをご理解いただきたいと思います。

【神野部会長】 よろしいですか。

【平井委員】 先ほどの松本委員のご発言に関連して意見を申し上げます。私はここに整理されたような内容となったことには、これまでに実施した実態調査の結果が絡んでこういう判断になったものと理解をしています。これまでに行った実態調査により、私どもは、今回の新たな制度が対象とする企業のこれまでの取組実績に非常に幅があること、それぞれの企業が取り組んでいる中身が多種多様であるということを知りましたが、この実態を踏まえれば、単純にスパッと線引きをして、これを守れとかこれしかないという形での基準づくりや制度化がテクニカルにかなり難しいという判断が当然に生まれます。そして、そうした状況の下で、かなり無理な形の規制化を強権発動的に押し切ろうとすれば、対象とする企業の理解や協力を得ながら新たな制度が狙う効果を高めていくということも難しくなります。だから、ここに書かれているような自主性や個別性に配慮しながら、より高い目標をうまく引き出しつつ制度の実効性を高めていくという全体のスキームになったのではないのでしょうか。

次に基本的な考え方のところ、今、西堤委員が言われたことと重複しますが、気になった点を指摘させていただきます。今回の新たな制度について、第2の1の(2)で、先ほどのご説明では、本来は温暖化対策はすべての主体がそれぞれ努力していくべきものだといいつつ、次の段階になりますと、経済活動への影響が大きいから企業に対し社会的な役割や責任を大きく求めるというロジックになっており、その背景として、昨今における企業の社会的責任を重んじる考え方の浸透ということを指摘されています。しかし、私は、単純にこのロジックで中間まとめを作られますと、やや論理の飛躍があって、読んだ人の納得感は得られないのではないかという気がします。

二つの論点の間に、かくかくしかじかの状況認識があって、という補足説明が必要であり、昨今における「社会的責任を重んじる考え方の浸透」というだけでは、言葉足らずなのではないか、今、申し上げたような実態調査の結果を踏まえた全体的な狙いをより懇切丁寧に書くことが必要ではないかと思います。

ちなみに、お読みになった方もおられると思いますが、今日の日経の朝刊にSRIという社会的責任投資の話が載っており、日本でもSRIファンドが始まったということでした。この記事によりますと、市場規模を比較すると、アメリカでは200兆円余りもあるのに、我が国では1,000億円弱、800億円程度ということです。別にアメリカに見習えというわけでもありませんが、ここに「企業の社会的責任を重んじる考え方の浸透」と書かれている割には、アメリカと比較して我が国では、こうしたものの考え方がまだまだといわざるを得ません。そういう状況の下で、企業の社会的責任を強調しすぎるのはいかがなものかというのが私の率直な意見です。

それから、もう1つ気になったのは、この制度構築の基本的な考え方の(2)の評価基準の設定というところで、ここもやや言葉足らずな感じを受けました。評価基準の設定が、申し上げたような実態調査の結果から出てくるものだとなれば、非常に多様な実態を踏まえた評価基準の設定が相当に難しいものであること、そうした中で、全体の実効性を高めていくという目的に沿い、企業の自主的な取組を促すことを狙って、こういう制度を作り上げるのだと丁寧に書いてほしいと思います。

あともう1つ、これもお願いですが、第4の「今後の展開に向けて」というところで、ESCOの話が書かれていますが、先ほど説明を聞いておりましたら、ここでいうESCO事業の活用とは、東京都が都関係の建物等でおやりになるものだということでした。私は、今回の新たな制度が、当面は一定規模以上の排出量の事業者を対象にしつつも、今後、排出量の少ない中小零細な事業者も対象に加えていく方向であるということからすれば、中小零細な事業者には、温暖化対策への取組の必要性を認識しつつも、投資余力の乏しい事業者や、どう取組みを進めていけば良いか分からないという事業者が多いことから、そうした事業者が気軽に相談でき利用できるような、ESCO事業のプログラムを検討していく旨を、「今後の展開に向けて」の中につけ加えてほしいと思います。これは、東京商工会議所からでている委員としての私のお願いです。

【神野部会長】 はい、どうもありがとうございました。

皆さん総論だけではなく、各論の方にも、つまりどうしてもメダルの裏と表の関係にありますので、主として総論で、もしも関連する限りにおいて各論の方に触れていただいても構いませんので、ご意見いただければと思います。

【初鹿委員】 私も自主的かキャップかという議論に対しては、自主的がいいという立場です。西堤さん、平井さんを含めまして、いろいろとお話がありましたが、産業界の実効性は、自主的取組により既に実績が上がっています。特に東京都にあっては産業部門が90年比で既に38%も削減されており、これは工場移転という問題もありますが、当然省エネ努力の結果も相当そのなかに含まれているはずです。

今、東京都が実態調査をしておられるが、恐らく整理するのに相当難しい中身ではないかと推測しております。私どもも自分の工場あるいは事務所の実態を調べておりますが、なかなかスパッと整理が付きません。

キャップあるいは何らかのレベルを決めるとなると、ガイドラインでも同じですが、合理性と公平性がないとそのルールは成り立ちません。合理性と公平性をどうして見つけ出すか、ここに腐心していくとともに、その点についての記載があってもいいのではないかと思います。

温暖化問題というのは3年、5年というスパンで終わるわけではなくて、10年、30年、50年、100年という非常にロングスパン、長期的にとらえるべき問題です。プラス効果についてのみ書いてありますが、性急な対策を講じると、マイナス効果も当然あるわけで、息切れしない対策を講じていくことが大事です。息切れしない対策を国に先駆けて率先するなり、都としての特徴のある施策として展開していくということであれば、私はこの方向で賛成してみたいと思います。

それから、温暖化問題は、取り組まなきゃいけない問題なので、まず取り組んでみる、あるレベルを決めて走ってみるということが実効性をより高めるための第一ステップであると考え次第です。とりあえずは、誘導策を講じていただくという方向で良いと思います。

資料1の第1で述べられている地域の特性を踏まえた制度づくり、第2で述べられているすべての主体による取り組み、こういう2つの基本路線は非常にいいことだと思っています。

これは前回もお話しさせていただきましたが、東京都の地域特性を温暖化の側面で見ますと、やはり民生・運輸部門が抜きんで排出量も伸びも大きく、特に交通対策、ここを抜きにして議論はできないのではないかと考えます。

2つ目の東京の特徴というのは、都市再生であり、都市再生に向けインフラ整備が行われるという点です。温暖化対策という意味では、省エネ型都市の構築が1つの目標になるのですが、その際、都市再生でいろいろな都市計画を進展される時が、省エネ型都市構築のためのインフラ整備の絶好のチャンスであります。そういう意味で、すべての主体が取り組むという中で、東京都の役割もそれなりに書かれていいのではないかと思います。

ヒートアイランド対策もうたわれていますが、事業者が行う被覆対策、屋上緑化も大切ですが、何におきまして、水辺の確保、あるいは緑地の計画的かつ大幅な整備が大事であり、こうした対策なくしてヒートアイランド対策はあり得ないので、行政の役割としてお願いしたいと思います。

先ほど申し上げたように、温暖化対策はやはり長期的な問題であり、都市計画も長期的であるということからすると、30年、50年のビジョン、あるいはマスタープランをお持ちになって、長期的に一貫したスタンスで取り組んでいくという姿勢を明確にしたうえで、その中のここをやるという位置づけを明確にしていただけるといいのではないかと考えております。

【神野部会長】 はい、ありがとうございました。

平井委員のときに事務局からお答えいただいてなかったので、お2人の委員のご発言について、まとめて事務局の方から、コメントがあればお願いできますか。

【百合都市地球環境部長】 では、まず前段の平井委員のお話ですが、順が不同になるかもしれませんが、第4のところでの今後の展開というところのお話と思います。E S C O事業の活用方法、これは今後いろいろ検討しなければいけない課題だと思います。今、いろいろな形で少しは出てきておりますが、それをどのように行政が絡んで、より省エネ対策なり温暖化対策につなげていくかというのは、これからさらに検討しなければいけない課題でもございます。とりあえず、第4のところでの今後の検討が必要だということでここに掲げさせていただいた、という位置づけでございます。

【保坂副参事】 今回、第2の1の(2)のところの論理立てのことは、これあくま

でも「中間まとめ」の骨子ということで、まずはすべての主体がそれぞれの役割、それぞれの取組努力が重要であるということ。それと、企業の役割について骨子として掲げているところでございます。ここの論理の筋立てといたしますか、そのことにつきましては本文を作成するときに今日のご議論を踏まえて論理立てていきたいと考えております。

【神野部会長】 はい。ほかにありませんかコメントは。

【百合都市地球環境部長】 それでは、初鹿委員の東京の地域特性というご意見の中で、民生部門、運輸部門の問題、それから、いわゆる都市再生といたしますか、都市のインフラ整備というのも大きな課題ではないかということですが、全くそれはそうだと思います。温暖化対策は大変幅が広く、いろいろな形での対策が必要だということを私どもも認識しております。ただ今回は、3つの観点からご審議をお願いしているという形もございますので、それ以外のいろいろな課題につきましては、第4の方で整理をさせていただいたということでございます。

それから、なかでおっしゃったように、確かにタイムスパンといたしますか、温暖化対策は短期間で終わる話ではないということにつきましては、私どももそう思っておりますが、まず何ができるかというところから今回の諮問もさせていただき、これだけですべてが終わるということは全然思っていないので、今後、いろいろな形での展開が必要だと考えております。

【神野部会長】 はい。では、石福委員、申しわけありません。

【石福委員】 今までのような議論を聞いてまいりまして、どうも私、つくづく感じたのは、地球温暖化の重大性に対する認識の度合いが随分違うんのではないかとしみじみと感じたわけでございます。

その重大性を認識すると、この問題、誘導とか自主規制だけで済む問題では、私は到底ないのではないかと思うのですね。誘導あるいは自主規制ということで目標が達成されれば、これは大変結構なことですが、どうもそういう段階じゃないと。

なぜ認識の差があるかという、これは前回、建築基準法を比喩的に申し上げましたが、建築基準法も市民の安全とか都市の環境を守るための最低基準ですね。その最も根本的なのは、ある建物を土地に建てるときの全体の絶対の面積を規制しているわけです。これは非常に強い規制です。その規制を超えるものは絶対建てさせない。同

じように、各土地には環境負荷というものがある。それは見えないので、だから、だれも気がつかない。これが見えた場合は、それこそ建物が、過密都市ができるように、過密負荷都市というのが恐ろしいということがわかるのではないか。そこから、認識の差が出てきている。

そうすると、誘導、自主的だけでは済まない問題があるのだと思います。そのためには、やはり最低限規制ということが絶対に必要ではないかと思います。その規制を実現するのに、いわゆる規制というのと、もう1つはここで、今、東京都の方で判断基準というものをお出しになっている、この判断基準というものの扱い方なのですね。判断基準を超えたものをつくらせないとか、そういう行為はさせないという強い取り扱いがあれば、いわゆる規制的な法律がなくてもそれが実行できるのではなかろうかと思います。

またちょっと比喩的に申し上げますと、東京都は、国では建物をつくるという確認申請というものを出してつくっている。絶対的な容積率オーバー、高さオーバーなんというのはつくらせないわけです。それに加えて、今、省エネルギー計画書といったようなものを添付するようになっていまして、そこには判断基準がございます。その判断基準は割合強く機能してしまっていて、判断基準を超える建物はまず申請できない、申請しないというぐらい。だから、全く規制したのと同じ結果になっています。

私、大変期待したのは、その確認申請に先駆けて東京都はそれよりも1月先に新築時に環境計画書を出しなさい。そういうことで、これはそういった環境計画の内容を公表するというのですね、罰は与えない、公表する。だけれども、まさに設計者とか計画者のモラルに頼っているわけです。今回、それがもう少し進展して、強くすると思ったら、新制度はそれはそのまま、そのレベルをアップすると、判断基準を少し高くするのだという程度なので、どうもやはり地球温暖化に対する認識度というか、熱、温度の違いがあるのではないかという感じがしたのでございます。

判断基準でもいいから、判断基準をもっと徹底するような仕組みができるのではなかろうか。それで、それは国に先駆けて、既に東京都としては新築建物についてはそういうことを行ってきている。だから、既設のものにも同じようなことはもちろんできるのではないか。そういうふうに思っています。

【神野部会長】 はい、ありがとうございます。今のご意見についてはいかがですか。

【百合都市地球環境部長】 判断基準をどうつくるかという、これは確かに大変難しい問題です。私ども、今年度は100社調査という形でサンプリング調査をしていますが、それをさらに1,000社に広げて実態調査をしていきたいと考えております。

そういったなかでどこまでその判断基準なり、評価基準なりというものができるといえるのは、私どもまだまだ未知の部分もございますが、ただ、そういった実態を踏まえた形で作成してまいりたいと考えております。

【神野部会長】 それで、ちょっと運営を間違えておりました、総論のところでもうかなりの時間を費やしております。そこで、これからご発言いただく方は、それぞれの各論、つまり第3、第4の方に踏み込んでいただいて構いませんので、かつそれぞれにつきましては、先ほどご説明がありましたように、参考資料とご参照の上、ご発言いただければと思います。

では、飯田委員、お願いできますか。

【飯田委員】 総論が中心になりますが、後半では各論にも触れて、主に5点ぐらい発言したいと思います。

総じて、最初に松本委員がおっしゃったように、第1のところを高らかにうたいつつ、後ろで尻すぼみになっているという、それはやはりぬぐえないということです。それに関しては、この文章の中でも従来、国の自主的な取組では歯止めはかかってないと言いながら、結局後半で自主的な取組を言っている、文章の中で矛盾をしているということ。

これまでの審議の過程の中で、当初は義務という言葉が文章に出てきたものが、明らかに退けられた経緯というのではないので、それに関してはやはりきちんと説明を尽くされてないという印象をどうしてもぬぐえません。ですから、このままですとまた審議会の報告のときに我々は同じ発言をせざるを得ないと思いますので、そのあたりをもう少しきちんと説明を尽くしていただきたい。

その上での印象ですが、1つはまず、企業の役割で否定的なご意見がありましたが、これは第1回か第2回だったかで、東京都はほかの地域に比べて企業の排出量が、通常は、特に事業所なんかは大体20数%ですが、東京都の場合は事業所、産業界も合わせて41%と非常に比率が大きいという数字があったので、これは出てきて当然なのだろうと。

それから、自主か義務かという話で、私は自主でいいと思うという先ほどのご意見もありましたが、これはやはり単に投票とか意見の多さで決めるべきものではなく、ルールなき市場はないわけですし、明らかに、今、石福先生がおっしゃったように、環境は今現在、ただではないわけですから、無料ではない環境を織り込んだ形で何らかのルールがあって初めていわば自由市場があるわけです。そのルールの中に明らかに規制があるということで、やはり全く何もない自主的な取組というのはあり得ないだろうと思います。オプションとしては義務も入る何らかの規制的措置が必要だと思うのですね。

当初、事務局案にあった義務については、何らかの説明をしていただくとして、前回の11月の資料からもちょっと後退したという印象を受けているのは、第2の2.の制度構築のあたりです。「実効性ある」という言葉、この実効性という言葉がなくなっているというのは、これは私はちょっとまずいのではないかと。制度構築の基本的な考え方の表題及び中身に「実効性ある」という言葉を、これはぜひ復活をさせていただきたい。

では、それをどう具体的にするのかということについては、先ほどの誘導の中で、場合によっては石福委員の提案のような形もあるかと思いますが、もう1つ、私として提案したいのは、当面、これまでの事務局のとりまとめの中で義務を避けられたわけですが、このままですと、先ほどから第一歩だとか、これだけで済むとは思っていないという発言がありながら、このままですと次がやはり見えない。

そういう意味で、これは後の具体的な制度イメージと関わりますが、中間年あたり並びに計画終了時にこの制度そのものが有効かどうかをきちんと評価をするというのを加えていただいて、そうでなければこの制度の強化を含めて再検討するという、この制度そのもののいわゆるアセスメントというか、その部分が必要だと思います。それがなければ、これはしり抜けに終わってしまうと言われてもしょうがないのではないのでしょうか。そこをぜひ、実効性という言葉の裏付けということでは、当面企業にある程度自主的に任せするけれど、それが有効に機能しなかったら後で制度を強化するよという部分を、後で含める、含みを入れておくということぐらいは入れておかないと、これまでの議論は何だったのかということになるのではないかと思います。

あとは、具体的な点という意味では、第3のところで大規模事業所について、大規

模事業所は全体の中でわずか、これも前回の資料にありましたが、11%にすぎないということで、それ以外についてはこのガイドラインを活用して誘導する仕組みを今後検討するというので、それ以外の取りこぼしの部分はフォローしていきますよというのが入っている。

問題は、2.のところの新築建築物でこの施策をしていくわけですが、これについても、マークのような形で、既築はどうするのかということについて、若干言及しておいた方がいいのではないかと思います。

それから、第4の今後の展開につきましては、の家庭部門のところ、「普及啓発などの」という言葉はいらぬのではないかと。つまり、家庭部門における対策の必要性ということで、必ずしも普及啓発だけではなく、例えば住宅のいわゆる省エネ性能を都としては条例で義務化をすとか、つまり普及啓発だけではない実効的な施策は家庭部門でも十分あり得るので、などに入っているかもしれませんが、必ずしもここは普及啓発に限る必要はない。

それから、省エネの制度イメージのラベルについて、まずこの参考資料3の上の部分の、いわゆる大きな枠の中に入れるべき項目として、消費者にわかりやすいラベルに入っているのかもしれませんが、いわゆる省エネラベルは、普通の家電販売の中でいろいろな表示とか価格が安いとか、いわゆる広告などさまざまなものが張ってある中で総体的に見えにくいと。その省エネラベル自身がわかりやすいのは大事ですが、ほかのいろいろな表示の中でそれ自身がわかりにくい。これについては、例えばデンマークなんかではこの省エネラベルが最も目立たなければいけないというようなルールもあるわけです。そういうような、省エネラベル自身が見えやすく、ほかの製品の説明だとかもろもろに関して、きちっと見えやすくしているということも必要かと思えます。

裏側のプラズマテレビに関しては、先ほど松本委員の言われたとおりで、これ自身はきちんとラベルの中に、しないということではなく、やはり含める方向でちょっと検討していただきたいと思えます。

白熱灯も、いわゆる電球だけではなくて、最近多いのは、いわゆる飾り用のクリプトン球ですね、あれは小さいですが、40、60ワットありまして、相当な消費量です。最近、東芝で唯一このクリプトン球に置き換わるコンパクト蛍光灯が発売されました

が、まだまだ代替製品が少ないということです。このクリプトン球とか、それからハロゲンのスポットライトとか、そういったものも一応含めて蛍光灯との対比を出していくことも入れていただければと思います。また後で細かいところは思いついたところで申し上げます。

以上です。

【神野部会長】 はい、ありがとうございます。では、松本委員、お願いします。

【松本委員】 今日、何人かの方からでたご意見に対しても含めて4点ほど言わせていただきたいと思います。

今、飯田委員がおっしゃってくださったのですが、自主か義務化かという議論ではなくて、私が入れていただきたい文言というのは、そういった自主、そして義務化等を含む施策によってどこを自主にすれば一番効果的か、どこを規制にすれば効果的か、というのは具体的に今後考えていけばいいことで、この段階でどちらかという議論にする必要はないと思います。両方必要だと思います。

それから、2番目ですが、第2の1の(2)に関して、企業、企業と、なぜ企業ばかりかということなのですが、これも飯田委員がおっしゃっていましたように、もともと都の実態調査の結果、業務用ビルが最も問題が大きいのではないかとこのところ、すべての主体が責任はあるけれども、そこから手をつけましょうというロジックがきちっとあったわけです。

ここで、ひたすらいわゆる総論をやっているのではなくて、そもそも今回の審議会の立ち上げの背景としてきちっと企業の社会的責任というのは明記しておいてよろしいかと思います。

それから、3番目ですが、民生・運輸というのは確かにいつも言われることで、大きい重要な部分ですが、消費者にとってみれば、エネルギー消費を減らすための選択肢を与えられるということが非常に重要で、それはやはり製品をつくる企業の行動と、政策との組み合わせなわけです。

この議論とは離れますが、例えば最近、某自動車メーカーが走れば走るだけその分お金が戻るといような宣伝をしています。地球温暖化の問題の緊急性と重要性から見ると、考えられないような企業の方針です。こういった意味でも、消費者自身の責任と同時に、やはりそれ以外の主体の役割ということも非常に大きいものだと思います。

す。

それから、既築のことですが、これは第3の2のところ、飯田委員がおっしゃいましたが、私も既築で少なくとも省エネ基準を満たしているものに関しては、逆に積極的に評価していくということぐらいはできるのではないかと思います。

もう一点ですが、先ほどの自主かキャップかというところで、例えば省エネ法という国の政策との整合性が見事にある、そういった最低限のレベルの数値を義務化していくこと等がなぜそれほどに問題なのかということに関して、ぜひ説明を伺いたいと思います。

それから、最後に都に伺いたいのですが、「90年比マイナス38%」ということについて、その理由を詳細にご説明していただきたいと思います。

【神野部会長】 はい、意見は取り込んでいただくにしても、質問の部分だけお答えいただけますか。

【百合都市地球環境部長】 順不同になるかもしれませんが、まず、既築対策でございますが、現行制度は新築時での対応という、ひとつの更新期をとらえたものとして構築しています。既築といいますとかなり広範になってまいりますし、とらえ方も非常に難しい部分もあるということで、現在の制度となっています。また、新築についても、現在の制度をさらに充実した上で省エネ性能を高めていきたいと考えております。

それから、自主か義務化かという、この辺の議論ですが、これはこれまでの部会でもポリシーミスクというようにお話もございましたし、どこでどういう手段として活用していくのかというのは、確かにおっしゃるとおりでございますが、その辺、もうちょっと具体的な基準ができるのかどうか、先生方のご意見も踏まえながら、最後のまとめに入っていければと思います。

【保坂副参事】 38%というのは、産業部門で1990年度に比べて、2001年度が38%減少ということのお話かと思えます。これは、やはりいろいろ分析してみますと、工場が移転しているとか、経済活動の中で実際に活動量が少なくなっているということがございます。ただ、実態調査を行って、今のところ約20社の調査をした中では、事業所の中で増加している部分もあり、必ずしもすべて減少しているとは限らないことがありますので、個々の実態に応じた取組の誘導ということが必要だと考えております。

【佐野環境配慮事業課長】 もう1点、事務局から補足をさせていただきます。

建築物の関係ですが、先ほど、石福委員、それから松本委員からちょっとご指摘があった部分ですが、現在の建築物の環境計画書制度において、評価の基準がレベル1、2、3と3段階ございますが、そのレベル1という基準は、そもそもこの対象になる建築物には最低限クリアすべき基準という考え方で設定されております。

それは、今、例えば省エネ法ですと、省エネ法のPAL・CECの基準ですね、それを取り込んだ基準になっております。今回、評価基準の強化というのは、そういった基準も強化する方向でどのくらい可能かという見直しを行うと、そういった内容が含まれておりますので、それを補足しておきます。

それから、もう1点。新築建築物はこういった新築時の環境配慮の計画書の提出義務付けがありますが、既築建築物にもぜひというお話がございました。既築建築物、すなわち、既に事業活動を行っている事業者ということになるわけですが、それは既存の大規模事業所において、今回、省エネ設備等の洗い出しも行っておりますので、その辺で補足できるというふうに事務局としては考えているところです。

【神野部会長】 はい、どうもありがとうございました。

【飯田委員】 既築に関して。

【神野部会長】 はい。では引き続き。

【飯田委員】 既築に対するやり方というのはいろいろ多分あると思うので、私が申し上げたのは、この 印のような形で既築に対する施策のあり方も今後検討といったような、そういう1行を入れてはどうかという話です。先ほどのような補足もあるかもしれませんが、1案としては、例えば不動産取引の際に省エネ性能の表示をとか、いろいろなやり方が多分あると思うので、それはこれまで議論していませんから、ここで具体論には踏み込まないまでも、ただし既築に対しては必要だというメッセージは必要ではないかということです。

【佐野環境配慮事業課長】 わかりました。検討させていただきます。

【神野部会長】 すみません、ちょっとではお待ちいただけますか。

原田委員の方から。

【原田委員】 結局、自主的取組で何かそれを支援すれば何とかなるといって判断されている方と、やはりそれでやっても難しいだろうという判断されている方がいる

と。私もやはり難しいだろうとは思いますが、ただ、現状から一步踏み出てないかという、この制度構築の基本的考え方に書いてあるものについても、現状から一步踏み出ていて、何らかの効果は上げるだろうと。そうすると、先ほどのその効果がどれくらい上がって、その効果の上がり方を見たときに、どういう対応をするかということをやはりきちんと書けば、まあ何とかつなげるのかなと思います。

この第2の1というところと第2の2の間に非常に大きなギャップがあると僕は思うのですよね。だから、皆さん方が聞けば、なぜこれに落ちてきたかというその経緯や理由が書いていないし、それからその環境配慮が内在化された持続可能な都市への転換と書いて、環境配慮は内在化された社会システムを実現してこそと書いてありますが、飯田委員のご説明の中にはこのことがあったかもしれませんが、東京都側からの説明にはないと。

それから、もう1点申し上げておくと、こういう意見が分かれて出るのはもう目に見えていたことなので、なぜそれに対する対応の答えをきちんと用意されていないのかと。この暮れの忙しいところにみんな集まって、意味のない議論をやってもしょうがないではないかというふうにも思います。

【神野部会長】 では、ちょっと申しわけありませんが、坂本委員、お待ちいただけますか。

【梶原企画担当部長】 やはりご議論の一番中心的な課題であります、自主か義務かみたいな問題をどう考えるかということ、きちっとご説明申し上げる必要があるかと思ひまして発言させていただきます。

当初、私どもこの制度の検討をスタートいたしましたときに、義務化ということを目に出してスタートしたわけでございます。私ども、当初イメージしておりましたのが、冒頭の温暖化阻止！東京作戦の基本方針のペーパーの中で、1990年比に対して2010年で6%削減という京都議定書の目標値を相当意識して、今後の経済動向などを見ると、どうもCO₂が2010年ではさらに15%くらい伸びるだろうと。そうすると、やはり2割くらい削減しないと追いつかないというのがきっかけだったわけでございます。

その中で、私どもとしてはその6%削減というのを意識しつつ、当初、この部会の中でもご議論いただいたように、どこまでできるのと、個別に対応してやっても、果

たして6%いくのかというようなご議論もあったように記憶しております。そういう観点からすると、一律に、例えば10%なり15%キャップをかけるというような手法がいいのではないかと私ども自身もそう思っていたわけでございます。

そこで、企業の実態調査をいろいろやらせていただいた中で、途中である程度、実態調査の結果の分布図などを見て頂いた時期もございましたが、実際に分布を見てみると一律のみで、例えば10%とかそういったところをかけるやり方が果たしていいのか。それから、企業の実態もそれぞれ個々にばらつきがあり、特に既存の建物については竣工年時や建物の装置など、そういったところでばらつく状態もある、というご意見もあり、一律にかけることがいいのかどうかというような模索もございました。

それと、もう1つ、私ども単純に、例えば罰則というときに、よくディーゼル車対策なんかでも50万の罰金というようなこともあります。東京都内の、特にこの今回の制度の中で対象になる大きな企業にとって、例えば50万の罰金がいかにどの意味があるのかというような議論もさせていただきました。

また、例えばそういった細かい行政手続的なことをいろいろやっていると、行政コスト見合いでどれだけの効果があるのかというような議論もございました。

それから、計画年度が例えば5年ということになりますと、当初キャップをかけて5年後に結果がわかるということになると、そんな流暢なことをやっていた方がいいのかというようなこともあり、でしたら、最初から計画策定段階である程度より削減量を積み上げることが可能な制度、それから、中間年でもその対策効果をチェックすることが可能な制度、さらに、最終年次において、ある程度その結果の確認ができるような制度というようなことで、もう少しきめ細かく企業の実態に合わせて制度設計をやった方がいいのではないかと私どもも思い始めたところなのです。前回ちょっとお示したときにその辺のご説明が若干、十分なお説明ができなかった部分もございます。

ただ、今現在も、先ほど小早川先生からご指摘あった部分について申し上げましたように、果たしてその基準づくり、前提となりますガイドラインですとか、そういったものがどこまでできるのかということであると、まだ自信がない部分がございます。この辺は、やはりある程度精緻に企業の皆さまの実態を踏まえた中でつくっていく。そういう意味では、先ほど来、松本委員からご指摘いただいています省エネ法の基準はどうするのかというような議論も、実はまだ十分詰まりきってない部分でございます。

ただ、私どもとしてはその制度をつくるに当たって、完全に自主というようにする
後退したというつもりはあまり持っておりませんで、どちらかというよりきめ細
かく、しかも行政コスト、行政手続的にもそんなに無理のないような形でできるだけ
やっていきたいと考えてございます。

それから、先ほど飯田委員からご指摘がありましたように、制度そのもののアセス
メントみたいなことも第三者的な機関を通じてやっていくとか、ある程度の形ででき
るのではないかと、まだ自信を持って申し上げるところまでいっていないのですが、そ
んなことを考えております。

私どもとしては、完全に自主にいったわけでもないし、今のお前の説明ではとても
義務化というのはいえないだろうと、多分ご指摘が強くあろうかと思いますが、そう
いう中でもより実現可能性があって、実効性の高い制度というのはある程度できるの
ではないか。先ほど来、申し上げていますように、実態調査を踏まえた私どもの持っ
ているデータなり、見通しなり、それから皆さま方から教えていただいている技術的
なバックグラウンドなり、知識なり、そういったことで、挑戦1にしる、挑戦2にし
る、ある程度基準となる考え方をまとめていけるのではないかなと考えているところ
です。

それから、もう1つ、運輸部門についてですが、これも私ども始めたときに、運輸
部門についてどのように考えていくのかというのは非常に内部的にも議論がござい
ました。1つは、ディーゼル車の規制を10月に控えて、今の時点でディーゼル車の扱
いをどうするのかとか、いろいろ複雑な問題がございまして、皆様ご承知のとおり、
運輸部門対策については、例えば低硫黄軽油ですと精製過程にCO₂が余計出てしま
うとか、施策的に複雑な要素が多様に絡みあっている部分もございまして。今現在、私
どもとしては鋭意一方で資料収集に努めて、何とか運輸部門対策についてもまとめ、
一定の方向づけをしていきたいと思っております。

【神野部会長】 はい。では、原委員、申しわけありません。お待たせしました。

【原委員】 大分時間が迫ってきたようですし、内容の議論は相当しっかりおやりにな
ったようですので、東京都の態度についてちょっとお伺いしたいと思っております。

1つは、パブリックコメントというのはどういう方法でいつおやりになるのですか。
ごく端的に教えてください。

【梶原企画担当部長】 皆様方にまとめていただいた「中間まとめ」を、東京都の広報媒体を通じてご意見をいただくということで、インターネットを使いましてですとか、関係機関の皆様にご意見を出していただく。これは、およそ1カ月ぐらいの時間的なご意見をいただく機会を得てまとめていくような手法を考えてございます。

【原委員】 それは公聴会的なものなのですか。

【梶原企画担当部長】 一般的には、公聴会というようなことよりも、今現在はむしろインターネットですとか、そういったものを非常に皆さんご活用していただいていますので、通常は特にご郵送なりというような形でやることが多うございます。

【原委員】 私の近くかもしれませんが、やはり例えば大学での遠隔授業でそのようなものを介してやるのか、教師と面と向かいあってやるのかでは、随分、これは意味が違うわけです。行政が不特定多数を相手にするにせよ、やはりもっと肉声でじかの声が聞けるような、例えばニューヨーク市が環境問題やっているような、コミュニティの公聴会までやるような、そういうスタンスをはっきり示していただけたらなど、これは希望でございます。

それから、第2点ですが、どなたかさっきから繰り返していますが、これは当然、京都議定書と連動する条例ではないかと思うのです。そうしますと、2008年、10年という第1ターゲットがある。しかも、その第1ターゲットに入るに際して、これはごく一部分の、本当のスタートの規制にすぎない。本来ですと、ガバッと6割ぐらい減らす必要がある。そういうことを前提にした、これは規制のごく初歩的なものである。ここでパブリックヒアリングをやるときに、世間にどのようにお伝えになるつもりか。

【百合都市地球環境部長】 パブコメの仕方、先ほど来、お話のある対象なり手法なり、それからパブコメの内容、これはとりあえず一定の中間まとめがまとまった段階で、どういう方策がいいのかということについては検討していきたいと思っております。今、具体的にこういう形でこのようにやりたいという、そこまで具体的なものは今のところまだ持っておりません。ただ、なるべく広範に、しかもさまざまな意見が聞けるような、そんな形でやっていきたいと思っております。

【原委員】 この条例というのは特別時限立法ではないわけですから、何らかの時限的なものは、ここへ付け加わってくる可能性はあるのですか。

【百合都市地球環境部長】 先ほど来、タイムスパンというお話など、時間的なお話

がいろいろでしたが、どういう形でその辺を最終的に制度として表現していくのか、例えばここで、今、5年程度というような言い方をしておりますが、その後どうするのかという問題もあるでしょうし、その時間をどうとらえていくかというのも制度設計の中では最終的には大きな問題になるかと思っております。

【原委員】 それはプレッジ&レビューという表現をさっきなさいましたが、そのレビューが大事なのでありまして、レビューをどういう時点でどのような方法でやるかということがありませんと、プレッジは担保されないわけですから、そのところをひとつしっかり認識していただきたいと思います。

それから、もう1つ。東京都が非常に先進的な環境政策をやってきたという表現がたくさん出ています。颯爽とした表現ですけれども、具体的に2点挙げるとすれば、何と何で東京都は国に先行する政策をおとりになりましたか。

【百合都市地球環境部長】 手前みそな話になってしまいますので、具体的にというところとちょっとあれなんですけど、1つは、高度成長時代からずっと1つの公害問題というのが大きな1つの行政テーマというようにとらえたのは、いわば東京都が初めてかと思います。その後いろいろな環境行政という側面で東京都がそれなりに先進的な独自の取組をしようと努力してきたということについては言えるのかと思っております。

【原委員】 例えば硫黄酸化物、丸の内がすすまじい黒鉛に沈めた時期が1960年代にありまして、当時の知事は美濃部さんが登場した後ぐらいだったと思います。あのときの東京都の環境政策の方法論というのは、やはり要請と協力という、つまり何ら依頼すべき法律も条例もない。丸の内のビッグビジネスでは、こういう空気を改めてほしいといったときに、しかし結果的にみんな改めたのですね。つまり、具体的に言いますと、エージーエルの切り替え、あるいは東ガス、東電のようにLNGをアラスカから持ってくるというような具体的な変化が起きたわけですね。それが全国に波及して法律をつくっていったという経過があるわけです。

さて、振り返ってこのCO₂を見ると、先ほどからでていきますように、随分たくさん国の法律ができ、省エネ法のようにある枠組みを、キャップという、さっき松本さんが表現なさいましたが、そういうものができている中で、東京都の先見的な環境行政の伝統をくむとすれば、一体いかなる手法があり得るのか。そこをどうお考えでしょうか。

【百合都市地球環境部長】 手法として審議会でご諮問していただいているのが、今現在やろうとしている3点であります。また、いわゆる温暖化対策の東京作戦というような形では6つの挑戦テーマを掲げさせていただいており、そういったものを具体的にこれから実施していきたいという立場でございます。

【原委員】 何だかよくわかりませんが、時間がないので、今日はこの辺で。

【神野部会長】 はい。では、坂本委員、お願いできますか。

【坂本委員】 時間がないので手短かにというか、都側の回答はなくて結構でございますので、2つ印象に残ったことを申し上げます。

1つは、基本的に都の太鼓持ちになってしまうかもわからないけれども、やはりこの制度については、ご提案のものでとにかくやってみましょうということを申し上げたいと思います。その背景としては、まだまだ大規模事業所等は省エネできる、そういう余地があるという、ある程度確信みたいなものがございまして、それをやはり引き出すのが第一ステップだろうということでございまして。

それでも、ただ勝手にやる、本当に放任した状態で自主的にやれというのであれば、これは何もできないのに等しい。参考資料1の制度イメージの中の指導・助言というのを都側が行うことになっていますが、これをしっかりやっていくということが必要だと思っております。これは、やはりNPOなんかの応援を得なくてはならないかもわかりませんが、都側としても随分人員を配置したり、いろいろな経費がかかるのではないかと思います。それでもちゃんと抜け道がないようにして、この制度を運用できるかどうかということに、この制度がうまくいくかどうかの成否がかかってくるのではないかと思います。ですから、このあたりをしっかりとやっていただきたいというふうにお願ひしたいと思っております。

それから、もう1つは、つまらない話なのですが、今のところはつまらない話ですけども、将来ちょっと危惧されるのが、この資料1の裏の方の第3のところ。諮問事項に係る各制度の方向性ということで、1番はCO₂排出削減なのですが、3番になると、消費者への省エネ情報の確実な伝達ということで、CO₂削減が省エネに変わってしまっています。本来、温暖化防止ですから、CO₂削減というタイトルの文字などは通すべきだと思うのですが、何か3番目で、消費者だからCO₂削減に

なると理解できないのではないかと想像してしまっています。この表現は、消費者をばかにしているとは思いませんが、少しここで方針が一貫してないというか、揺れが見られると思います。

この3の中身を見ると、ノンフロンなんかが入っているんですね。ですから、表題は少なくともCO₂削減ということで通された方が、ガスの器具や何かにも網をかけられる話になりますし、ぜひこのところはCO₂削減ということでご検討願えないかということでございます。

以上です。

【神野部会長】 はい、どうもありがとうございました。

それでは、まだまだご意見あるかと思いますが、ちょっと時間を大幅に過ぎておりますので、ここで打ち切らせていただきます。

それで、最初にご説明いたしましたように、今日いただきました意見を踏まえて、中間まとめ案を事務局の方につくっていただくこととなりますが、かなり大きく意見が離れている場合がございます。こうした場合に、やり方は恐らく2つぐらいしかなく、1つはあれもこれもということで乗り切るか。というのは、先ほど石福委員がご指摘のように、決定的に2つの価値観があって、それは両立不可能だということですね。そうではない場合には何かというと、もしも大目的で一致しているのであれば、一見対立している意見であっても、それは中目的で対立しているだけで、大目的で一致できるのであれば、そこでどうにか中間的な道を探るというのが1つの方法ではないかと思います。いずれにいたしましても、ここで出たご意見を踏まえて、次回おまとめいただきたいと思います。

最後になりますが、大変皆様には、これまでもご迷惑をおかけしてきた上にわがままなことを申し上げて申しわけないのですが、私、10月1日から研究科長と学部長を仰せつかっておりまして、兼職を禁止されております。したがって、ここの委員も無報酬かつ時間外でしかできませんから、皆さん方にもかなりご迷惑をおかけしたかと思っております。1月、2月、3月は、ご案内のとおり、私どもも神経をすり減らして、ちょっと間違えたらえらいことになるという行事が軒並み並んでおります上に、私、国立大学協会の財務会計の責任者を仰せつかっていて、これ皆さんもご存じのように、国立大学法人化、これもまだ結論が1月に延びておりますので、とてもここで責任を

持ったとりまとめができませんので、福川部会長代理に次回以降、意見のとりまとめをお願いするかというふうに思っております。これもよろしく願いいたします。

それから、皆さま方には私の議事運営につきまして、ご批判が大分あったことは重々承知しておりますが、そのうえ眼が不自由なものですから、さまざまな意味で失礼があったかもしれません。ただ、そうした失礼をいたしました。インドの詩人のタゴールが、神が人間に絶望していない証拠は、子どもが生まれてくることだというふうに言っております。今の日本を見てみると、神はついに人間に絶望したのかと思わざるを得ないような状況が続いているかと思いますが、それでも、どうにか希望を持たざるを得ないと思うのは、最近、ケルンの地下の塹壕の中から発見された有名な2つのことがございます。1つは、地下壕の中、第二次世界大戦中に書いたいたずら書きですが、私は太陽が照っていないときでも太陽の存在を信じます、私は愛を感じられないときでも愛の存在を信じます、という言葉だったようでございますので、希望を失わずにどうにかやろうとしたことが皆様にご迷惑をおかけしたのではないかと思いますので、お許しいただければと思います。

事務局から何か連絡事項がございましたら。

【山内企画調整課長】 今回いろいろご意見をいただきましたので、そのとりまとめということだけですが。

次回、第8回の会議につきましては、もう既にお知らせしましたとおり、1月22日の木曜日、時間は午後6時以降の開催を予定しておりますけれども、詳細についてまた事務局からご連絡させていただきたいと思っております。お忙しい時期ではございますが、何とぞご出席賜りますようお願いいたします。

以上です。

【神野部会長】 はい、どうもありがとうございました。

先ほどもお話がございましたように、暮れの本当に忙しいときに、しかも今日はクリスマスイブなんですね。クリスマスイブというのは私が申し上げるまでもないかと思いますが、キリストの生まれた日ではありません。キリストの生まれた日は12月24日だということは聖書にはどこにも書いてないわけです。キリストが死んだ後、200年、300年した後、ゲルマンのお祭り、ゲルマンというか、ヨーロッパというのは日の没する暗き地ですから、本当に暗き地が太陽にあこがれているわけで、これは冬至

のお祭りです。つまり、太陽が再生する日がきょうのお祭りに、クリスマスイブになったわけです。できれば、この審議会を通じて太陽が再生するということを信じて、この企画政策部会を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

午後 8 時 3 7 分 閉会